藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について 藤沢市教育委員会事務局組織等規則を次のように改正する。

2012年(平成24年)3月24日提出

藤沢市教育委員会 教育長 佐 々 木 柿 己

- 改正する規則
 別紙のとおり
- 2 施行期日平成24年4月1日

提案理由

この規則を提出したのは、地域分権を推進するための事務事業の移譲に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

藤沢市教育委員会 委員長 小澤 一成

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部を改正する規則

藤沢市教育委員会事務局組織等規則(平成12年教育委員会規則第3号)の一部 を次のように改正する。

第6条第1項第25号中「関する事務」を「係る補助事務」に改める。

第6条第1項中第73号を第78号とし、第58号から第72号までを5号ずつ繰り下げ、第63号の前に次の2号を加える。

- (61) 道路,水路及び準用河川の管理者以外の者の施工承認に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (62) 道路,水路及び準用河川の占用許可に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

第6条第1項中第57号を第60号とし、第36号から第56号までを3号ずつ繰り下げ、第39号の前に次の3号を加える。

- (36) 江の島岩屋の維持管理に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (37) 江の島サムエル・コッキング苑の維持管理に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (38) 水利組合補助金交付に係る関係書類の取次に関する事務の補助執行(藤沢 公民館及び村岡公民館に限る。)

第6条第1項中第34号及び第35号を削り,第33号を第35号とし,第32号を第34号とし,第31号を第33号とし,同項第30号中「駆除」の次に「に係る補助」を加え,同号を同項第32号とし,同項第29号中「捕獲等」の次に「に係る補助」を加え,同号を同項第31号とし,同項中第28号を第30号とし,第27号を第29号とし,第26号を第28号とし,第25号の次に次の2号を加

える。

- (26) 子育て支援に係る情報及び活動の場の提供に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (27) 市立保育所の運営管理に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

改 正 案

○藤沢市教育委員会事務局組織等規則

平成 12 年 3 月 3 日

教委規則第3号

(生涯学習部に属する教育機関)

- 第6条 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 社会教育事業の企画及び実施
 - (2) 館の管理運営及び施設の使用許可
 - (3) 公民館施設の目的外使用許可
 - (4) 学習相談に関すること。
 - (5) 社会教育団体活動の支援
 - (6) 国際教育推進事業に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
 - (7) 学校安全対策に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
 - (8) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理(消耗品の管理,維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。)に関すること。(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
 - (9) 学校・家庭・地域連携推進事業に関すること。(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
 - (10) 文化財保護に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限

現行

○藤沢市教育委員会事務局組織等規則

平成 12 年 3 月 3 日

教委規則第3号

(生涯学習部に属する教育機関)

- 第6条 藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 社会教育事業の企画及び実施
 - (2) 館の管理運営及び施設の使用許可
 - (3) 公民館施設の目的外使用許可
 - (4) 学習相談に関すること。
 - (5) 社会教育団体活動の支援
 - (6) 国際教育推進事業に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館 に限る。)
 - (7) 学校安全対策に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
 - (8) 学校教育財産(給食調理施設を除く。)の管理(消耗品の管理,維持補修並びに樹木及び急斜面地の管理に限る。)に関すること。(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
 - (9) 学校・家庭・地域連携推進事業に関すること。(藤沢公民館及び村岡公民 館に限る。)
 - (10) 文化財保護に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限

る。)

- (11) 地区スポーツ振興に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (12) り災証明書の交付に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び 村岡公民館に限る。)
- (13) 地域経営会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (14) 地域まちづくり基金に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (15) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (16) 自治会等の支援並びに地縁による団体の認可及び認可地縁団体の印鑑 登録に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (17) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整に関する 事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (18) 地域コミュニティ拠点施設整備の補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (19) 防犯意識の啓発及び防犯団体の支援並びに関係機関との連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (20) 防犯灯の設置及び維持管理に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び 村岡公民館に限る。)
- (21) 市民の家の施設の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)及びその指定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

る。)

- (11) 地区スポーツ振興に関することに係る補助(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (12) り災証明書の交付に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び 村岡公民館に限る。)
- (13) 地域経営会議に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (14) 地域まちづくり基金に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (15) 地域市民団体の育成のための援助に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (16) 自治会等の支援並びに地縁による団体の認可及び認可地縁団体の印鑑登録に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (17) 地域市民の相談及び要望の処理並びにこれらに係る連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (18) 地域コミュニティ拠点施設整備の補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (19) 防犯意識の啓発及び防犯団体の支援並びに関係機関との連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (20) 防犯灯の設置及び維持管理に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び 村岡公民館に限る。)
- (21) 市民の家の施設の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)及びその指 定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民 館に限る。)

- (22) 災害時における要援護者に対する支援体制に関する事務の補助執行(藤 沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (23) 地区ボランティアセンターの運営等に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (24) 高齢者福祉団体の運営に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡 公民館に限る。)
- (25) 敬老事業に<u>係る補助事務</u>の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (26) 子育て支援に係る情報及び活動の場の提供に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (27) 市立保育所の運営管理に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (28) 児童館及び地域子供の家の施設の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)及びその指定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (29) 放課後子ども教室推進事業に関することに係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (30) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村 岡公民館に限る。)
- (31) 生活被害に係る有害鳥獣の捕獲等<u>に係る補助</u>に関する事務の補助執行 (藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (32) スズメバチの巣の駆除<u>に係る補助</u>に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (33) 生活環境団体の育成及び指導に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び

- (22) 災害時における要援護者に対する支援体制に関する事務の補助執行(藤 沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (23) 地区ボランティアセンターの運営等に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (24) 高齢者福祉団体の運営に係る補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡 公民館に限る。)
- (25) 敬老事業に<u>関する事務</u>の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (26) 児童館及び地域子供の家の施設の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)及びその指定管理者に対する運営指導の補助事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (27) 放課後子ども教室推進事業に関することに係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (28) 大型ごみ処理手数料の収納に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村 岡公民館に限る。)
- (29) 生活被害に係る有害鳥獣の捕獲等に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (30) スズメバチの巣の駆除に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公 民館に限る。)
- (31) 生活環境団体の育成及び指導に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び

村岡公民館に限る。)

- (34) 美化の推進に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (35) 一般廃棄物処理手数料減免決定に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (36) 江の島岩屋の維持管理に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (37) 江の島サムエル・コッキング苑の維持管理に係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (38) 水利組合補助金交付に係る関係書類の取次に関する事務の補助執行(藤 沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (34) 商店街の空き店舗の活用支援に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び 村岡公民館に限る。)
- (35) 地域の水防に係る連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村 岡公民館に限る。)
- (39) 地区内の屋外広告物対策に係る企画,調査及び調整に関する事務の補助 執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (40) 公園緑地及び市有山林等の土地境界証明書の交付に係る補助に関する 事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (41) 公園緑地(予定地を含み,指定管理者の公園を除く。)の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (42) 公園緑地の賃貸借及び使用貸借に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (43) 公園緑地(予定地を含む。)の占用及び使用の許可並びに占用料等の徴収

村岡公民館に限る。)

- (32) 美化の推進に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限 る。)
- (33) 一般廃棄物処理手数料減免決定に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (34) 商店街の空き店舗の活用支援に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び 村岡公民館に限る。)
- (35) 地域の水防に係る連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村 岡公民館に限る。)
- (36) 地区内の屋外広告物対策に係る企画,調査及び調整に関する事務の補助 執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (37) 公園緑地及び市有山林等の土地境界証明書の交付に係る補助に関する 事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (38) 公園緑地(予定地を含み,指定管理者の公園を除く。)の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (39) 公園緑地の賃貸借及び使用貸借に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (40) 公園緑地(予定地を含む。)の占用及び使用の許可並びに占用料等の徴収

に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (44) 公園緑地の自費施工工事の許可及び指導並びに完了検査に関する事務 の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (45) 公園の改良及び修繕に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (46) 公園愛護会の設立,運営及び指導に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (47) 街路樹の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (48) 樹木及び生垣の保存指定及び解除に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (49) 保存樹木等の奨励金に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (50) 市有山林(公園緑地以外の緑地を含む。)の維持管理に関する事務の補助 執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (<u>51</u>) 特別緑地保全地区の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び 村岡公民館に限る。)
- (52) 憩いの森の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館に限る。)
- (<u>53</u>) 松くい虫の防除に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (<u>54</u>) 緑の広場(家庭菜園を含む。)の指定,解除及び維持管理に関する事務の 補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (55) 地区内の狭あい道路の整備に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村 岡公民館に限る。)

に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (41) 公園緑地の自費施工工事の許可及び指導並びに完了検査に関する事務 の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (42) 公園の改良及び修繕に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民 館に限る。)
- (43) 公園愛護会の設立,運営及び指導に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (44) 街路樹の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (45) 樹木及び生垣の保存指定及び解除に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (46) 保存樹木等の奨励金に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民 館に限る。)
- (47) 市有山林(公園緑地以外の緑地を含む。)の維持管理に関する事務の補助 執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (48) 特別緑地保全地区の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び 村岡公民館に限る。)
- (49) 憩いの森の維持管理に関する事務の補助執行(藤沢公民館に限る。)
- (50) 松くい虫の防除に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (<u>51</u>) 緑の広場(家庭菜園を含む。)の指定,解除及び維持管理に関する事務の 補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (52) 地区内の狭あい道路の整備に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村 岡公民館に限る。)

- (<u>56</u>) 交通安全施設の整備に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (<u>57</u>) 交通安全思想の普及啓発に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡 公民館に限る。)
- (<u>58</u>) 交通安全に係る各種事業の企画,推進及び指導に関する事務の補助執行 (藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (59) 交通安全団体の育成指導並びに関係機関及び諸団体との連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (60) 地区交通安全対策協議会の庶務に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (61) 道路,水路及び準用河川の管理者以外の者の施工承認に関することの補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (62) 道路,水路及び準用河川の占用許可に関することの補助に関する事務の 補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (63) 地区内の道路,水路及び準用河川の不法占拠の是正に関する事務の補助 執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (64) 地区内の地下壕に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (65) 地区内の一般市道の新設及び改良並びに歩道の築造に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (66) 街路用地の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (67) 地区内の道路(照明灯の施設を含む。)補修の調整,計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (<u>53</u>) 交通安全施設の整備に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (<u>54</u>) 交通安全思想の普及啓発に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡 公民館に限る。)
- (<u>55</u>) 交通安全に係る各種事業の企画,推進及び指導に関する事務の補助執行 (藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (56) 交通安全団体の育成指導並びに関係機関及び諸団体との連絡調整に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (<u>57</u>) 地区交通安全対策協議会の庶務に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (58) 地区内の道路,水路及び準用河川の不法占拠の是正に関する事務の補助 執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (59) 地区内の地下壕に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (60) 地区内の一般市道の新設及び改良並びに歩道の築造に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (61) 街路用地の維持管理(行政財産の目的外使用を含む。)に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (62) 地区内の道路(照明灯の施設を含む。)補修の調整,計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (68) 地区内の道路の新設舗装,舗装打ち換えの計画及び施工に関する事務の 補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (69) 地区内の道路排水, 法面保護等のための施設の計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (70) 地区内の私道舗装の指導及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (71) 地域防災に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (72) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (73) 救急搬送証明に関することに係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公 民館及び村岡公民館に限る。)
- (74) 火災によるり災の証明に関することに係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (75) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)
- (76) 障がい者及び障がいのある児童の援護に係る補助に関する事務の補助 執行(村岡公民館に限る。)
- (77) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定による事業の推進に係る補助に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)
- (78) 交際及び儀礼に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)

- (63) 地区内の道路の新設舗装,舗装打ち換えの計画及び施工に関する事務の 補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (64) 地区内の道路排水, 法面保護等のための施設の計画及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (65) 地区内の私道舗装の指導及び施工に関する事務の補助執行(藤沢公民館 及び村岡公民館に限る。)
- (66) 地域防災に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (67) 有償刊行物の頒布の取次ぎの補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限 る。)
- (68) 救急搬送証明に関することに係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公 民館及び村岡公民館に限る。)
- (69) 火災によるり災の証明に関することに係る補助に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限る。)
- (70) 地区福祉事業の推進に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)
- (71) 障がい者及び障がいのある児童の援護に係る補助に関する事務の補助 執行(村岡公民館に限る。)
- (72) 母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)の規定による事業の推進に係る補助に関する事務の補助執行(村岡公民館に限る。)
- (73) 交際及び儀礼に関する事務の補助執行(藤沢公民館及び村岡公民館に限 る。)